



## オリンピック・パラリンピック冬季競技大会に向けた 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策強化について

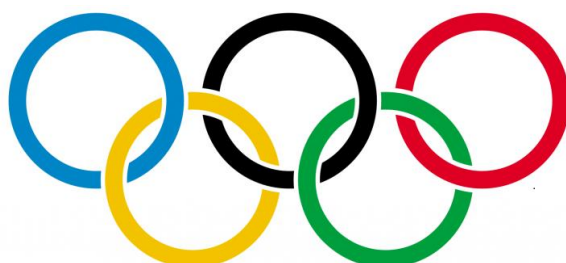
韓国において、本年も高病原性鳥インフルエンザが発生しています。

現在、開催されているオリンピックやパラリンピック冬季競技大会により人の往来が盛んになり、病原体が国内に侵入するリスクが高くなっています。

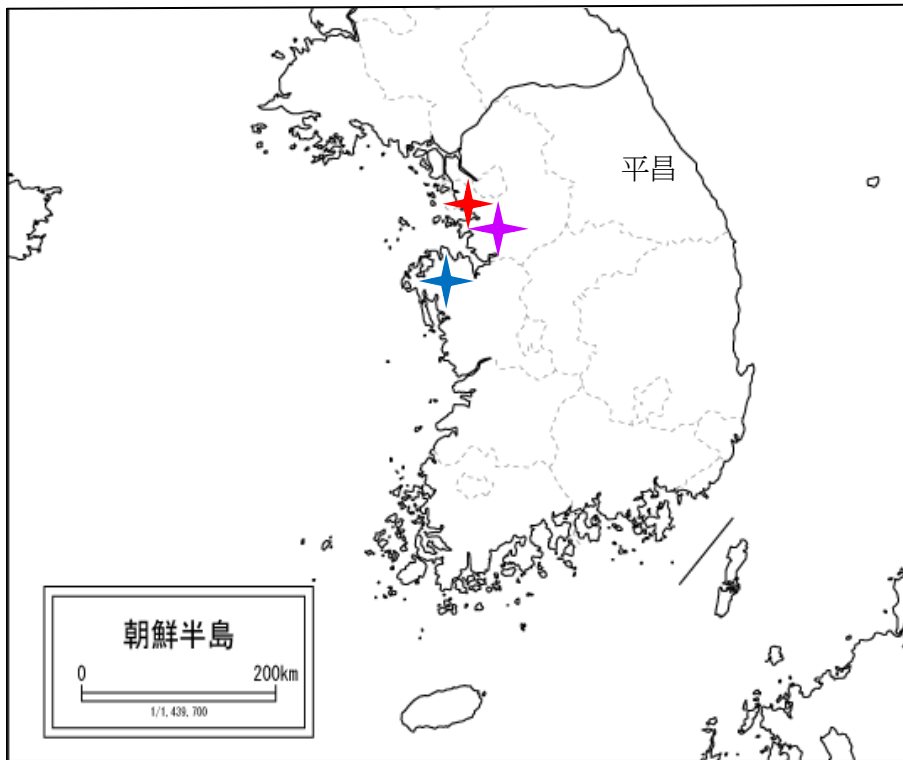
韓国へ旅行した際は、次の**留意事項**を守ってください。


### 留意事項


- 1 畜産関連施設に立ち入らない
- 2 動物との不用意な接触は避ける
- 3 帰国の際には家畜防疫官の指導を受ける
- 4 帰国後一週間、やむを得ない場合を除き、鶏舎に立ち入らない
- 5 海外で使用した衣服及び靴を畜舎に持ち込まない。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗淨、消毒する




韓国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況



  
華城市での発生  
平成30年  
1月26日

  
平沢市での発生  
平成30年  
1月27日

  
唐津郡での発生  
平成30年  
2月4日

このような異状を発見した場合は速やかに通報して下さい

- 1 同一家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間）における平均死亡率の2倍以上となった場合
- 2 鶏冠や肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
- 3 設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害など高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかな場合を除き、5羽以上の家きんがまとまって死亡またはうずくまっている場合

青森家畜保健衛生所にご連絡ください

電話：017-764-1744

FAX：017-728-0335

夜間・休日：090-2274-0474

